

教員養成を取り巻くガバナンス等の在り方に関する近年の提言

①教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて（抜粋）

（平成29年8月29日 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議）

3. 課題に対する対応策

(3) 質の保証、評価についての対応策

【中長期的な方針】

①教員養成課程の評価

- 大学教育の質保証は、第一義的には各大学における内部質保証によって行われるものであることを踏まえ、国立教員養成大学・学部は、教員養成課程における自己点検・評価の仕組みを構築し、内容の充実を図り、広く社会に自らの役割や存在意義が明確に理解されるよう、自己改革能力を高めること。その際、学部段階の教員養成教育を評価する仕組みとして東京学芸大学を中心に開発された「教員養成教育認定評価」の成果の活用が考えられる。併せて、「教員養成教育認定評価」の評価基準を新たな教育課題等に対応したものに改善することや、この評価を受けることのメリットやインセンティブを具体的に示す方策の検討が期待される。
- 日本教育大学協会や先進的な大学の主導により、教員就職率に加えて、各国立教員養成大学・学部（附属学校を含む）の教育活動の成果や実効性を、エビデンスで示すための統一的な指標（学生一人当たり学校現場での実習時間、実務家教員の割合、教科横断的な教員養成カリキュラムの開設状況、既卒者も含む各大学出身者の教員就職状況等）の作成と活用が期待される。

【早急に対応すべきこと】

①実態の把握・分析

- 国立教員養成大学・学部は、学生及び現職教員である卒業生に対する教員養成カリキュラムの満足度や有効性等についての学生アンケート、卒業生・校長・教

育委員会等に対するアンケートを継続的に行うなど、自らの教員養成カリキュラムの実態を把握・分析・可視化するための IR 機能の強化を図り、教員養成カリキュラムの質の確保・向上に努めること。

- 国立教員養成大学・学部は、教育実習のために必要な能力を十分に持った学生が実習に行くことによって受け入れ先の学校での円滑な実習が可能となるように、学生が教育実習を開始する前に学生の知識・技能の定着状況等を確実にチェックするシステムを開発し普及すること。
- 国立教員養成大学・学部は、教育委員会の理解と協力を得ながら、卒業生の教員としての活動実態を把握し、その結果を学部等の教育改善に生かすこと。特に、卒業生の教員就職後の離職率等についても把握するなど、採用者数を増やすだけでなく、長く働き続けられる教員の輩出に取り組むこと。

(5) 外部との連携についての対応策

【中長期的な方針】

①連携の実質化

- 国立教員養成大学・学部は、形式的になりがちな教育委員会との間の連携を実質化するため、人事交流や事業の共同実施など、具体的に成果が見える連携を充実するべきである。
- 特に教職大学院については、平成 29 年 5 月の学校教育法改正（平成 31 年 4 月施行予定）により、「専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質向上を図るものとする。」とされたこと、及び今後予定されている関係省令の改正を踏まえながら、既存の組織も活用しつつ、各教職大学院が掲げる養成人材像と関連が深い者や学外の有識者等からなる組織を整備するべきである。

【早急に対応すべきこと】

①人事交流、協働

- 平成 28 年 11 月の教育公務員特例法の改正を踏まえ、特に国立教員養成大学・学部は、これまでの教員養成スタンダード(専門職基準)の研究成果を生かしつ

つ、教育委員会との間で、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の作成や、「教員研修計画」に沿った研修の企画・実施を協働して進めること。

- 国立の教職大学院は、教育委員会と協働して研修を企画・実施し、教職大学院のプログラムに位置付けることにより、研修を教職大学院の単位にできるようにするなど、教育委員会との実質的な連携を進めること。
- 国立教員養成大学・学部は、公立学校の教員が大学教員として教える一方で、大学教員が教育委員会の研修センター等で授業支援を行うなど、国立教員養成大学・学部と教育委員会との間の恒常的な人事交流のサイクルを検討すること。
- 国立教員養成大学・学部は、教育委員会や学校現場のみならず、企業や経済団体等の多様な機関と連携・協働した実社会とのつながりを踏まえた教育や研究にも取り組むなど、教員養成課程の実践性を高めること。また、外部との交流・協働の前提として、学内の大学教員間の学び合いや支え合い、協働する力が重要であり、学びの共同体としての機能（同僚性）を十分に発揮すること。

③ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

（平成30年11月26日 中央教育審議会）

Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内や大学を越えて人材や資源を結集する必要があり、それを支えるガバナンスが重要である。

近年、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、教授会の役割の明確化、副学長の職務の変更や監事の権限強化等の制度改正が行われたが、今後は、各大学で制度改正の趣旨を踏まえ、学内で実質化していくことが求められている。

なお、高等教育機関の教育研究の高度化・複雑化に伴い、事務職員の法的な位置付けも明確化され、例えばURAのように、様々な役割を担う教職員も必要とされてきており、教員と職員が協働して、教育研究に重要な役割を果たすことが期待される。

また、教育研究及び財務情報の分析等を通じて各大学のマネジメント機能や経営力を強化させることが必要である。

さらに、これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

なお、今後は、学校法人に対して、経営改善に向けた指導の強化や経営困難な場合に撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する。また、破たん処理手続の適正化による学生保護の充実を図る。

学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニー

ズを持つ学生を受け入れていくためには、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。

また、今日の社会における高等教育機関の役割を踏まえて、組織の自律的なマネジメント機能や経営力をより強いものにする契機として、これまでは学外のものとして認識されてきたことを学内の構成要素として適切に位置付けていくことも必要になっている。具体的には、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点に加え、高等教育機関は、客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たしていくことが考えられる。そのために、これからは学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる。

<具体的な方策>

大学等の連携・統合の促進

1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
 - ・法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
 - ・理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
 - ・中期目標・中期計画・評価の在り方
 - ・一法人複数大学を導入した法人における特例措置などについて検討する。

2. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

- 各学校法人の自主的な判断の下、その強みを活かし、弱みを補い合うために行う連携・統合について、「建学の精神」の継承に配慮しつつ、支援する。
- 高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。
- 経営指導強化指標（「運用資産－外部負債」がマイナス、経常収益差額が3か年マイナス）を設定し、法人の自主的な経営改善を一層促進するとともに、

経営改善に向けた指導を強化し、資金ショートの特徴を含む経営困難な場合に、撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する。

3. 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入する。その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和等）を、質の保証に留意しつつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮する。

※上記の取組の実効性を高めるため、教育研究及び財務情報を通じた大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、大学等の連携・統合を促進するための情報の分析・提供などの支援体制を構築する。

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるという観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定する。

学外理事の登用促進

- 広報、寄附金等の外部資金獲得、地域貢献など、学外理事に期待する役割を明確化した上で、それに則した人材として、学外理事を少なくとも複数名置くことを求める。そのために必要な制度整備等を行う。

III. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活

用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要である。このような PDCA サイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

- その上で、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す。
- 教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、当該指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当該指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する。

【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について
- ・カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成における外部人材の参画等）、アクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育の促進
- ・柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限設定（CAP 制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の高度化、SD（スタッフ・ディベロップメント）の高度化
- ・教学 IR 体制の確立
- ・情報公表の項目や内容等に係る解説 等

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る

取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

(大学教育の質に関する情報)

- ・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SD の実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるように一覧化する機能を設ける。